

知っておきたい 税金あれこれ No.7

(隔月発行)



OAG Certified Public
Tax Accountant's Corporation

OAG税理士法人 資産税部

新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階

TEL:03-3356-9616 FAX:03-3356-1100

URL <http://www.oag-tax.co.jp>

所得税と住民税の負担割合が変わります

これから平成18年分の確定申告の時期ですが、今回は少し気の早いところで平成19年分の税金のお話です。

小泉総理の時代に「地方でできることは地方に」という方針の下進められた「三位一体改革」の結果、住民税と所得税の負担割合が変わることになりました。

住民税は18年までは所得に応じて税率が増える累進課税(5%、10%、13%)でしたが、19年からは一律10%となります。一方所得税の税率は従来4段階だった累進税率が6段階に細分化されました。

これによって多くの方が「所得税が減って住民税が増える」こととなります。ただ、両者を合計すると「原則として」負担は変わらないというのが国の説明です。

しかし、実際は平成19年から定率減税(所得税10%、住民税7.5%、合計最高14.5万円)が全廃されることになっていますので、やはり全体として『増税』ということになります。

今回の改正のポイントは、この2つの税金の変更の時期がずれるところにあります。

給料や年金から所得税を天引されている人は、1月以降手取りが増えた(天引が減った)と思われた方も多いと思います。まずは所得税の減税が先行して行われます。

しかし、6月には前年より増えた住民税の通知が届くこととなります。

住民税が給与天引でない方は、年の前半に増えた手取り分を、後半の住民税の支払いに残しておいた方が良さそうです。



贈与はキチンと行いましょう！

「誰に贈与をできるの？」～暦年贈与制度～

現行の贈与制度のうち、暦年贈与制度(110万円/年までは贈与税はかからない制度)は、お互いに「あげた」「もらった」という意思があればどなたにでも贈与ができます。相続税では、一代飛ばしで養子のお孫さんが相続すると(お孫さんが代襲相続人である場合を除きます。)相続税が2割増しになりますが、贈与税では、もらう側の身分の違いで税金が割り増しになるということはありません。お孫さんへの一代飛ばしの相続税課税が強化されてしまった今、時間をかけて、お孫さんへ財産を移転していくことも可能です。

また、「お嫁さんに世話になったから財産を残したい」という場合、相続で財産を渡すには、お嫁さんは相続人ではないので養子に入り相続人になってもらうか、もしくは遺言書を作成して遺贈するか、の2つとなります。しかし、生前贈与であれば、そのような手続きは必要なく、ただ単に贈与をすれば、財産を渡すことができます。親族以外の方でも同様に、財産を渡すことが可能です。「生前贈与」というと、将来相続人となる方のみに行うというイメージがありますが、相続人以外の方でも財産を差し上げた方がいる場合には、生前贈与を考えてみるのも一つの方法です。

また、あまり知られていませんが、相続が仮に発生した場合に、暦年贈与制度により財産を取得した相続人、受遺者は、その相続の起きた日から遡って3年以内に受けた贈与については、一旦相続財産に加えられて相続税の計算を行います。その際に既に支払った贈与税がある場合には相続税から控除されます。一般的に「相続税よりも贈与税の方が、税率が高いので贈与は不利。」といわれていますが、相続財産の内容や贈与の仕方によっては、贈与税の負担の方が低い場合もあります。尚、相続人、受遺者であっても、相続で財産を取得しなければこの制度は適用されません。

減価償却制度の改正

昨年末、政府与党から公表された税制改正大綱によると、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、以下の改正が行われます。

取得価額の10%とされていた残存価額の廃止する。

取得価額の95%までの償却可能限度額を廃止し、耐用年数経過時点で1円(備忘価額)まで減価償却できることとする。定率法の償却率を定額法の償却率(1/耐用年数)に2.5倍した数値に変更する。

ある時点で定率法により計算した減価償却費が、その資産のその時の帳簿価額を、耐用年数から経過年数を控除した年数で割って計算した減価償却費(定額法)より下回る場合には、定額法に切り替えて減価償却費を計上する。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、取得価額の95%まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で均等に(この5年間の各事業年度は取得価額の1%)減価償却費を計上する。